

那須塩原市 通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年7月

(令和7年3月 改訂)

那須塩原市

1 プログラム作成の目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、警察庁及び文部科学省の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて那須塩原市では、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、児童の登下校の安全確保に必要な対策を講じました。その後、通学路の安全確保に向けた取組を継続して行うため、平成26年7月に『那須塩原市通学路交通安全対策プログラム』を策定しました。

プログラムの策定後、平成30年5月には、下校中の児童が被害者となる痛ましい事件が発生し、それを受けて『登下校防犯プラン』が関係閣僚会議において取りまとめられ、防犯等の観点による通学路の緊急合同点検を実施しました。また、令和3年6月には、下校中の児童の列にトラックが衝突し5名が死傷する痛ましい事故が発生し、それを受けて、国土交通省、警察庁及び文部科学省の3省庁が連携し、通学路の緊急合同点検を実施しました。

令和3年度には、今後も引き続き、防犯等の観点も含めた取組を行うため、『那須塩原市通学路交通安全対策プログラム』を『那須塩原市通学路安全対策プログラム』へ改訂を行いました。

令和6年度には、市組織機構変更に伴い、通学路安全推進会議の一部構成機関の名称の変更を行います。また合同点検の実施時期について、3年度ごとの実施のところ、関係機関の情報共有を図り毎年度実施いたします。

さらには、近年の予算要求時期の前倒し傾向を踏まえ、合同点検や安全推進会議の実施時期の見直しを図ります。

本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、平成24年度に実施した緊急合同点検時の以下のメンバーを委員とした『通学路安全推進会議』を設置します。

- ・市小中学校長会
- ・市建設部都市建設課
保全管理課
- ・市PTA連絡協議会
- ・市市民生活部交通防犯課
- ・国土交通省宇都宮国道事務所
- ・市教育委員会学校教育課
- ・栃木県大田原土木事務所
- ・那須塩原警察署

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も本プログラムに基づく取組を継続し、通学路の安全確保に必要な対策を講じていきます。

これらの取組を繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

(2) 年間スケジュール

本プログラムに基づく年間スケジュールは以下のとおりです。

【年間スケジュール】

実施時期（予定）	取組内容
4月	①通学路の調査
5月、6月	②通学路危険箇所の調査
7月	③通学路の現地確認
8月	④通学路合同点検
9月、10月	⑤通学路安全推進会議
12月、1月	⑥通学路安全プログラム対策箇所一覧表の作成・公表
2月、3月～	⑦対策の実施

※①～⑦の取組内容は次ページ以降で説明します。

① 通学路の調査（４月）

毎年、各小・義務教育学校に依頼し、通学路の調査を実施します。本調査では、「登校班」「通学児童数」「学校までの経路」を確認します。

なお、通学路の設定においては、次に掲げる観点を参考とします。

【交通安全の観点】

- 道路横断の回数が少ない
- 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われている
- 横断箇所に駐車車両や渋滞車両がない
- 歩車道の区別がある
- 歩車道の区別がない場合、交通量（自転車も含む）が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い（通行する児童生徒等と車両が接近する）などの道路は避ける
- 見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける
- 沿道施設へ出入りする車両が、歩道や路側帯を横切る箇所はできるだけ避ける
- 交通事故が頻繁に発生している道路、重大な交通事故の発生が想定される道路や交差点は避ける
- 交差点で右折する自動車に歩行者が巻き込まれないよう、右折専用の信号機が設置されている
- 登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける
- 歩車道の区別がなく、時間帯、天候などにより駐車車両の縦列が予想される道路は避ける 等

【生活安全の観点】

- 過去に不審者が出没した箇所、あるいはその可能性が高い箇所は避ける
- 人通りの少ない、街路灯が設置されていない道路は避ける
- 近くに廃屋がある、不審な駐車車両が頻繁に停車している道路は避ける
- 警察や地域住民等から、犯罪が起こる可能性が高いと指摘された箇所は避ける
- 緊急時に児童生徒等が駆け込める「子供110番の家」「コンビニエンスストア」等が複数存在する道路を選ぶ
- 防犯カメラなど防犯設備が整備された道路を選ぶ
- 地下道は避ける
- 季節の変化により植物等が繁茂することで死角が発生する可能性の高い箇所は避ける
等

※出典：学校安全資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（別表）「3通学の安全管理」から抜粋

② 通学路危険箇所の調査（5月、6月）

1) 危険箇所の把握

通学路における危険箇所を把握するため、各小・義務教育学校及び各関係機関に依頼し、通学路危険箇所の調査を実施します。本調査では、「危険箇所の所在地」「危険箇所の状況」「路線名」「隣接住所」を確認します。

なお、危険箇所の抽出に当たっては、次に掲げる観点を参考とします。

【危険箇所の観点】

○通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。

- ・危険・要注意箇所

道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る など

※出典：文部科学省通知「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（別紙）「第1②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底」（平成17年12月6日17文科ス第333号）から抜粋

2) 新たな要請の観点

令和3年に発生した、千葉県八街市の事故の際に示された、新たな要請の観点は以下のとおりです。

【新たな要請の観点】

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
- ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

※出典：文部科学省通知「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日3教参学第8号）から抜粋

③ 通学路の現地確認（7月）

1) 現地確認の実施

危険箇所調査で報告を受けた箇所について、学校教育課で現地確認を行います。教職員から危険箇所についての説明を事前に受け、学校教育課で現地に出向き、危険箇所の詳細に関する情報を共有します。

2) 危険箇所調査表の作成

現地調査の実施後、その結果をまとめた『危険箇所調査表』を危険箇所ごとに作成します。なお、調査票に明記する項目は以下のとおりです。

【調査表に明記する項目】

- ・学校名 ・道路区分 ・通学児童数 ・路線名 ・隣接地番 ・箇所名
- ・要望年度 ・要望内容 ・事故履歴 ・通学路の状況 ・危険箇所の内容
- ・歩道の設置状況 ・箇所図（危険箇所の現地が分かる地図） ・現地の写真 等

3) 合同点検が必要な危険箇所の決定

現地調査の結果を基に、合同点検が必要な危険箇所を決定します。なお、合同点検が必要となる危険箇所の例は以下のとおりです。

【合同点検が必要となる危険箇所の例】

- ・市道と県道（国道）の交差点
- ・横断歩道を設置するにあたり、道路改良が必要となる危険箇所
- ・右折信号機を設置するにあたり、道路改良が必要となる危険箇所
- ・道路整備に合わせて、信号機の設置が想定される危険箇所
- ・その他、複数の関係機関からの対策が想定される危険箇所 等

④ 通学路合同点検（8月）

現地確認の結果、合同点検が必要となる危険箇所について、各関係機関と連携して合同点検を実施します。合同点検では、各学校・義務教育学校教職員から危険箇所についての説明を受け、各関係機関から具体的な対応方針について提案いただき、対応方針を検討します。

1) 合同点検の実施時期

効率的、効果的に合同点検を行うため、原則として毎年度1回実施します。ただし、緊急的に点検が必要な場合は、その都度実施します。

2) 合同点検の体制

市内各小・義務教育学校ごとに、学校関係者、道路管理者（国・県・市）、警察署、市民生活部交通防犯課、市教育委員会学校教育課が参加して実施します。

3) 対策方針の検討

合同点検では、各関係機関から技術的な助言を得ながら、危険箇所に応じた対応方針を検討します。なお、具体的な対策メニューは以下のとおりです。

【対策メニューの例】

関係機関		項目		内容 等
1	道路管理者	路面標示	外側線	◆道路の路肩部への自動車逸脱を防ぐものです。 ◆外側線を引いた後に、車道幅員4.0m以上確保できることが必要となります。
			停止指導線	◆運転者への一時停止を促すもので、白色の破線です。
			カラー舗装 (グリーンベルト)	◆歩道の設置等が困難な道路において、路側帯をカラー化することで歩行者空間を確保するものです。 ◆カラー舗装を設置した後に、車道幅員4.0m以上確保できることが必要となります。
		安全施設	歩道	◆歩道と車道を区別し、歩行者の安全を確保するものです。 ◆歩道を設置した後に、車道幅員4.0m以上確保できることが必要となります。
			車両用防護柵 (ガードレール など)	◆車両が歩道への逸脱により、歩行者等への被害を防止するために設置します。
			カーブミラー	◆見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の目視確認が困難な場合に、自動車同士の接触事故等を防止するために設置するものです。

2	警 察	道路標識 及び路面 標示	横断歩道	◆設置する場合、直近の横断歩道までの距離（200m以上）、歩行者の滞留場所、道路の幅員、標識の設置場所 等により、設置の可否、必要性を検討する必要があります。
			一時停止	◆設置する場合、道路の幅員、道路環境、交通実態等により、設置の可否、必要性を検討する必要があります。
		道路標識	交通規制 （通行止め・ 一方通行・ 速度制限 など）	◆設置する場合、道路の幅員、道路環境、交通実態等により、設置の可否、必要性を検討する必要があります。 ◆交通規制は、強制力を伴うため、地域住民の同意が必要となります。
		安全施設	信号機	◆信号機の設置には、以下の5つの要件に全て該当していることが必要です。 ①車両同士がすれ違うことができる車道の幅員がある。 ②歩行者が安全に信号待ちするための滞留場所がある。 ③自動車の往復交通量が1時間300台（12秒に1台）以上ある。 ④隣接する信号機との距離が150m以上離れている。 ⑤電柱を建てるスペースがある。 ◆信号機の設置は、渋滞や騒音等の問題もあり、設置の可否、必要性を検討する必要があります。
	安全対策	パトロール強化	◆危険箇所のパトロールを強化し、交通指導取締りや注意喚起をします。	
3	交通防犯課	道路標識	巻き看板	◆道路に面している電柱に巻き付けて、運転者に危険箇所を認識させるために設置します。
		安全対策	交通指導員	◆児童生徒の登校時の安全な誘導のため、設置しています。 ◆交通防犯課があらかじめ決めた場所に立哨しており、人数には限りがあります。
4	学校	安全対策	交通安全指導	◆学校において、登下校時の交通安全指導を実施します。
			スクールガード	◆スクールガードにより、児童の登下校の安全な誘導を行います。
5	その他	安全施設	防犯灯	◆防犯灯の設置は、学校から自治会への申請が必要となります。

⑤ 通学路安全推進会議（9、10月）

通学路合同点検（または現地確認）の結果に基づき作成した、『通学路安全プログラム対策箇所一覧表』（以下、対策箇所一覧表）について協議し、最終的な対応方針を決定します。

1) 会議の体制

市小中学校長会、市PTA連絡協議会、道路管理者（国・県・市）、警察署、市民生活部交通防犯課、市教育委員会学校教育課が参加して実施します。

2) 協議事項

対策箇所一覧表に掲載された、各危険箇所の進捗状況の確認や、新規箇所の対応方針の検討などを行います。

⑥ 通学路安全プログラム対策箇所一覧表の作成・公表（12月、1月）

点検結果や対応方針について、各関係機関で認識を共有するため、小学校ごとに対策箇所一覧表を作成し、市のホームページで公表します。

⑦ 対策の実施（2月、3月～）

対策箇所一覧表の対応方針に基づき、各関係機関と連携しながら対策を実施します。

1) 対策の実施箇所

対策の実施箇所については、通学児童数、危険箇所の状況、過去の事故の発生状況等から総合的に判断し、緊急性の高いものから選定します。なお、実施箇所数については、各関係機関の財政状況を勘案の上、決定します。

2) 対策の早期実施

対策の実施に当たっては、可能なものから速やかに実施し、通学路の安全性の向上を図ります。なお、短期間で対応が可能な対策メニューは以下のとおりです。

【短期間で対応が可能な対策メニューの例】

関係機関		項目	対策メニュー
1	道路管理者	路面標示	◆外側線や停止指導線などの引き直し
		安全施設	◆カーブミラーの清掃や角度調整
2	警察	路面標示	◆横断歩道や一時停止などの引き直し
		安全対策	◆交通指導取締りの実施
3	交通防犯課	道路標識	◆巻き看板の設置
4	学校	安全対策	◆児童への交通安全指導